

BCP（業務継続計画）について

豊中市福祉部福祉指導監査課



BCPの作成・必要性





介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないもの

介護施設・事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても利用者に必要なサービスを継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定する

介護施設・事業所においてBCP（業務継続計画）の策定を行う
（令和6年4月1日から義務付け）



BCPとは

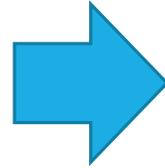


BCP(業務継続計画)とは、Business Continuity Plan の略称

新型コロナウイルス感染症
や大地震などの災害が発生



通常通りに業務を実施する
ことが困難



- 業務を中断させない
ように準備する
- 中断した場合でも
優先業務を実施する



計画書を作成

BCPにおいて
重要な取組の例



- ・各担当者をあらかじめ決めておくこと(誰が、いつ、なにを
するか)
- ・連絡先をあらかじめ整理しておくこと
- ・必要な物資をあらかじめ整理、準備しておくこと
- ・上記を組織で共有すること
- ・定期的に見直し、必要に応じて研修・訓練を行うこと 等



感染対策マニュアルや防災計画とBCPの違い



感染対策マニュアルとBCPの主な内容の違い

	BCP	感染対策マニュアル
平時の取組	<ul style="list-style-type: none">・体制の整備・担当者の決定・連絡先の整理・研修・訓練・備蓄	<ul style="list-style-type: none">・ウイルスの特徴・感染予防対策（手指消毒の方法、ガウンテクニック等）・健康管理の方法
感染（疑い）者発生時の対応	<ul style="list-style-type: none">・情報共有・情報発信・職員の確保・業務の優先順位の整理・労務管理	<ul style="list-style-type: none">・感染拡大防止対策（消毒、ゾーニング方法等）・ケアの方法



防災計画とBCPの違い

	防災計画	BCP
主な目的	<ul style="list-style-type: none"> ・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点である地域で発生することが想定される災害 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人全体の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
重要視される事象	<ul style="list-style-type: none"> ・「死傷者数」「損害額」を最小限にすること ・従業員等の安否を確認し、被害者を救助・支援すること ・被害を受けた拠点を早期復旧すること 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 左記に加え、以下を含む ・重要業務の目標復旧期間・目標復旧レベルを達成すること ・運営及び利害関係者への影響を許容範囲内に抑えること ・利益を確保し企業として生き残ること
活動、対策の検討範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の拠点ごと 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的(拠点横断的) ・依存関係にある主体(委託先、調達先、供給先)

新型コロナウイルス感染症BCPと自然災害BCPとの違い

項目	地震災害	新型コロナウイルス感染症
事業継続方針	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り事業の継続・早期復旧を図る ・サービス形態を変更して事業を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、事業継続のレベルを決める
被害の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が地域的・局所的 (代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が国内全域、全世界的となる (代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実)
被害の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・過去事例等からある程度の影響想定が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
被害発生と被害制御	<ul style="list-style-type: none"> ・主に兆候がなく突発する ・被害量は事後の制御不可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ・被害量は感染防止策により左右される
事業への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を復旧すれば業績回復が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・集客施設等では長期間利用客等が減少し、業績悪化が懸念される



介護サービス事業者に求められる役割



■ サービスの継続

■ 職員の安全確保

■ 利用者の安全確保

■ 地域への貢献



■ サービスの継続

入所施設は入所者に対して
「生活の場」を提供



被災時や感染拡大時もサービスの
提供を中断することはできない



- ・自力でサービスを提供する
(被災時に最低限のサービスを提供し
続ける)
- ・他へ避難する
 - 双方について事前の検討や準備を
進める

通所事業所や訪問事業所において
も極力業務を継続できるよう努める



「業務の縮小」「事業所の閉鎖」
を余儀なくされる場合でも、利用者への
影響を極力抑えるよう事前に検討を進め
る



■ 利用者の安全確保

自然災害・集団感染が発生した場合、「利用者の安全を確保する」ことが最大の役割



利用者の安全を守るための対策



■ 職員の安全確保

自然災害発生・復旧時や感染拡大時において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷



職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることが使用者の責務



■ 地域への貢献

※自然災害発生時のBCPのみ

施設が無事であることを前提に、施設がもつ機能を生かして
被災時に地域へ貢献することも重要な役割



BCPの作成、運用のポイント



共通 (1) 情報共有と役割分担、判断ができる体制を構築

- 感染者発生時・災害発生時の迅速な対応には、
平時と緊急時の情報収集・共有体制
情報伝達フロー等の構築



- 全体の**意思決定者**を決めておく
- 各業務の**担当者**を決めておく(誰が、何をするか)
- 関係者の**連絡先**
- 連絡フローの整理



共通 (2) 業務の優先順位の整理



限られた職員・設備でサービス提供を継続する必要があることも想定される



可能な限り通常通りのサービス提供を行うことを念頭に、職員の出勤状況、被災状況に応じて対応できるように、業務の優先順位を整理しておく



共通 (3) 計画を実行できるように普段からの周知・研修、訓練

BCP は、作成するだけでは実効性があるとは言えない

危機発生時においても迅速に行動が出来るよう、関係者に周知し、平時から研修、訓練(シミュレーション)を行う

最新の知見等を踏まえ、定期的に見直す



感染症 (4) 感染(疑い)者が発生した場合の対応

感染(疑い)者発生時の対応について整理し、平時からシミュレーションを行う

感染症 (5) 職員の確保

施設、事業所内、法人内における職員確保体制の検討

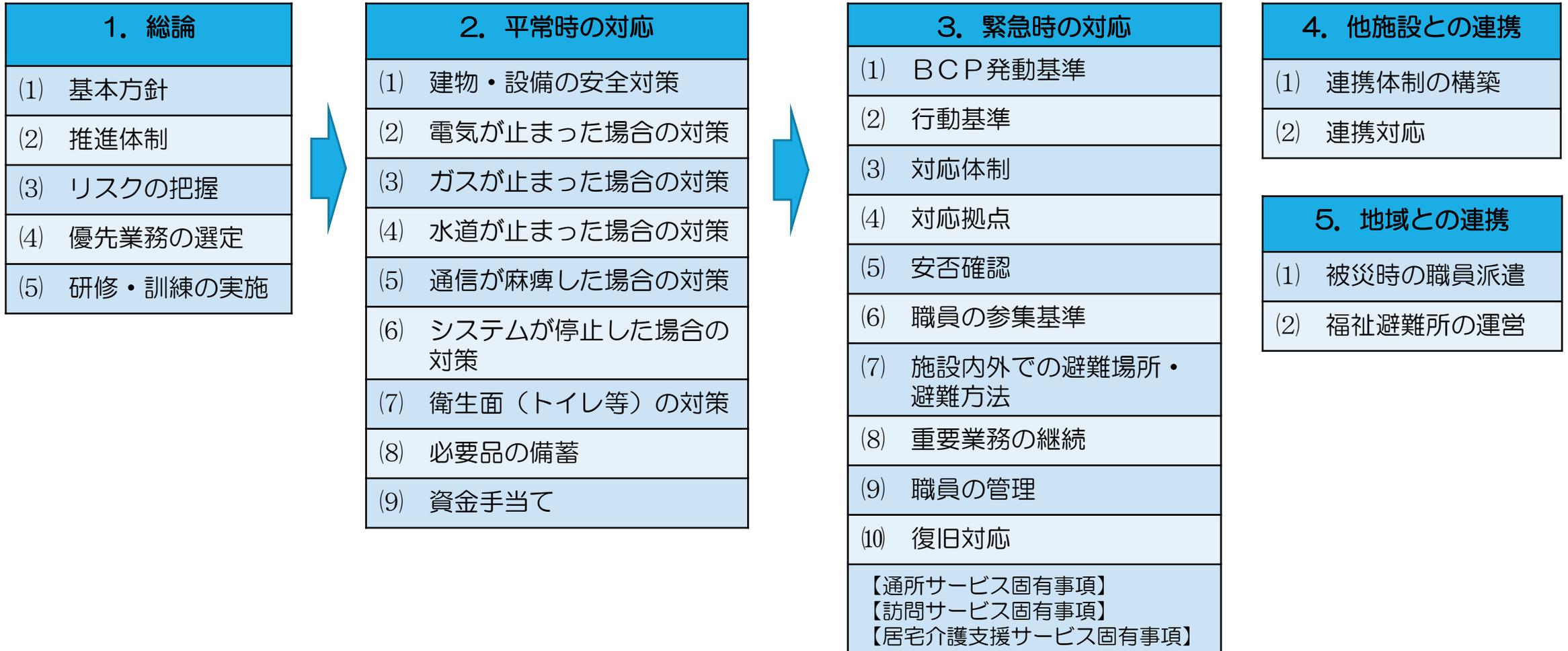


自然災害 (4) 自然災害対策を「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、同時にその対策を準備

- 事前の対策(今 何をしておくか)
 - 設備、機器、什器の耐震固定
 - インフラが停止した場合のバックアップ
- 被災時の対策(どう行動するか)
 - 人命安全のルール策定と徹底
 - 事業復旧に向けたルール策定と徹底
 - 初動対応
 - ①利用者・職員の安否確認、安全確保
 - ②建物・設備の被害点検
 - ③職員の参集



自然災害(地震・水害等)BCP のフローチャート



複合災害対策

～新型コロナウイルス感染症流行下における
自然災害発生時の対策の考え方～

新型コロナウイルス感染症の流行下において
自然災害(地震、風水害等)が発生した場合



感染拡大防止に配慮しながら、
初動対応や事業継続、復旧対応が求められる



感染拡大防止対策を講じながらの災害対策の場合
新型コロナウイルス感染症発生時及び自然災害発生時それぞれの対応に
加えて、次の点に留意する

■ 職員数の不足

■ 物資の調達

■ 建物や設備の損傷

■ 福祉避難所の開設(入所系)



■職員数の不足

以下の事柄が想定されます。

- ◆ 施設・事業所の職員が感染(疑い)者や濃厚接触者となったうえ、自然災害により職員が被災したり、負傷したりすることで、さらに職員が不足する
- ◆ 自然災害による被害状況によっては、特に近隣からの職員の応援が困難になることやボランティア等の不足

※感染症発生下のボランティアの受入については、感染防止対策にも留意が必要



■建物や設備の損傷



施設・事業所の建物や設備が損傷し、全部または一部が使用できなくなる



- ◆ 入所者・利用者が、施設・事業所外に避難する場合には、感染拡大防止の観点から分散して避難する
- ◆ 損傷が一部にとどまった場合でも、使用可能なスペースの中で、感染拡大防止に配慮した避難場所の確保やゾーニングの実施を行う



■ 物資の調達

- ◆ 自然災害による被害状況によっては、製造・流通への影響や復旧作業の遅れにより、必要な物資の確保がさらに困難になる

■ 福祉避難所の開設(入所系)

- ◆ 避難所を開設し、避難者を受け入れる場合は、感染防止対策に配慮した受入体制(受入人数、受入場所、受入手順、対応者等)を整える必要がある



参 考 資 料

「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」
(厚生労働省老健局 令和2年12月)

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」
(厚生労働省老健局 令和2年12月)

ありがとうございました

